

## 国際会計

# 負債の流動または非流動への分類の発効日延期の修正、公表——IASB

去る7月15日、IASBは、ある負債を流動負債または非流動負債に分類する際のガイダンスを定める「負債の流動または非流動への分類」IASB1号の修正（以下、「基準の修正」という）の適用を1年延期する修正基準「負債の流動または非流動への分類」発効日の延期・IASB1号の修正を公表した。当該基準の修正は、2022

- ・収入 (revenues)
- ・費用 (expenses)
- ・利得 (gains)
- ・損失 (losses)
- ・所有者による投資
- ・所有者への分配
- ・包括利益

年1月1日以降に開始する事業年度から適用される予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響に対して、修正から生じる分類の変更に対処するための時間を確保するため、適用時期を1年遅らせることになった。

今回の延期では、適用のタイミング以外の変更はない。

### 公開草案の概要

公開草案の概要は次のとおりである。

- ・資産または負債が発生する「権利 (right)」と「債務 (obligation)」を明確に識別した。
- ・資産と負債の定義を理解し、適用することを困難にしている用語を削除した。
- ・負債と持分、収入と利得、費用と損失の区別を明確にした。

### コメント期限

コメント期限は、2020年11月13日である。

## 国際会計

# 財務報告のための概念FW4章「財務諸表の要素」案、公表——IASB

去る7月16日、IASBは「フレームワーク・プロジェクト」として、公開草案「概念基準書 (concepts statement) 8号」財務報告のための概念フレームワーク」第4章「財務諸表の要素」(以下、「公開草案」という)を公表した。

### 公開草案公表の経緯

この公開草案は、初めて「資産・負債アプローチ」を示したといわれる従来の概念基準書6号「財務諸表の要素」を置き換えるものであり、6号と同様に、次の10の財務諸表の要素を定義している。

- ・資産
- ・負債
- ・持分 (equity) または純資産

概念基準書は、会計に関する基本的な考え方を示すものであり、各基準書の共通のベースとなる。

## 会計

# リース会計の貸手の会計処理、議論の出発点が見られる——IASB

去る7月13日、企業会計基準委員会は第437回企業会計基準委員会を開催した。7月14日にIASBが公表した資料によると、主な審議内容は次のとおり。

- ・取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しない株式の発行等をする場合における会計上の取扱

### 会計上の取扱

前回の親委員会（2020年7月20日号 (No.1584) 情報ダイジェスト参照）に引き続き、取締役等の報酬等として金銭の

払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いについて審議が行われた。

- (1) 報酬費用の測定に用いる公正な評価単価の算定時点  
前回まで、報酬費用の測定について、次のような事務局案が示されていた。

- ・基本的に、ストック・オプション会計基準と同様とする。ただし、公正な評価単価は、ストック・オプション会計基準

においては付与日（割当日）現在で算定することとされているが、取締役の報酬等としての株式の無償発行においては、次のとおりとする。

- ・事前交付型→「付与日」（割当日）現在で算定する。
- ・事後交付型→報酬に関する契約が取締役との間で締結された日を「契約日」として定義したうえで、「契約日」現在で算定する。

この案に対して、専門委員会等で、事後交付型において、「契約日」を基準日として測定を行う場合、事前交付型についても取引の流れや考え方は同じではないか等の意見が出されており、それを受けて、今回案のように変更した事務局案が示された。

- ・事前交付型と事後交付型いずれも、契約日を付与日とし、株式の公正な評価単価の算定の基準日とする。

委員から特段の意見は聞かれなかった。

(2) 文案イメージ  
実務対応報告公開草案の本文の文案イメージが示された。

リースに関する会計基準の開発

第427回親委員会

(2020年4月1日号(No.1574) 情報ダイジェスト参照)

にて、IFRS16号「リース」と整合性を図る程度に関連して、「検討のためのイメージ」について議論が行われたが、そこで今後の検討事項とされた論点のうち、「貸手の会計処理」について、事務局の分析と、各論点における今後の議論の出発点が示された。

(1) ファイナンス・リース取引の貸手の会計処理

① ファイナンス・リースの貸手が製造業者または販売業者である場合の会計処理

貸手が製造業者または販売業者の場合のファイナンス・リース取引については、国際的な会計基準で採用している方法(取引の開始時点で売上高と売上原価を認識し、販売益を認識する処理)を議論の出発点とする。

② その他のファイナンス・リースの貸手の会計処理

貸手が製造業者または販売業者の場合以外のファイナンス・リース取引については、金融収益としての会計処理を行うことを議論の出発点とする。

委員から、「国際的な会計基準ではなく、日本の会計基準を議論の出発点とすべきでは」との意見があり、事務局からは、「貸手については、リースプロジェクトというよりも、収益認識基準の議論の続きという理解。あくまで出発点であり、結論はこれから」と回答があった。

(2) リース業における割賦販売取引の会計処理

リース業における販売型割賦取引については、製造業等が行う割賦販売取引と類似の性質を有することが多いと考えられる。その場合、収益認識会計基準を適用するときは、販売時に割賦売上高と割賦原価を認識したうえで、販売益を認識することとなる。

他方、リース業における金融型割賦取引については、その金融取引的性質を強調する場合、金融取引としての会計処理を行うことになるものと考えられる。

収益認識会計基準等との関係を踏まえ、これらの会計処理を議論の出発点とする。

ポジティブ・メンタルヘルス

偏は変だから、両方療法がおすすめ

メンタルクリエイター 江口 毅

当初オンラインツールに苦手意識を持っていた筆者も、使用頻度が増えるにつれ少しずつ慣れてきました。そして、今更ながら「オンラインツールって、こんなに便利なんだ」と驚嘆する日々です。筆者は、道楽で「月考会(月に1回、立ち止まってじっくりと物事を考える会)を主催しているのですが、それをオンラインで開催したところ、海外や日本全国から参加してもらえることに感激しました。そして、オフラインでは出会えなかった人と出会うことにおおいに刺激を受けます。また、遠方の学会や勉強会に参加する際、オンラインの場合は移動時間と交通費がかからないので、本当に助かります。

人として大切な何かを見失ってしまおうような気がします。先日、親しい友人を自宅に招き、ある程度ソーシャル・ディスタンスを確保したうえで食事会をしました。直接会って話してみると、やはりオンラインとは異なる味わいがありました。ファッシュセンス、薄くなってきた頭頂部、ポツコリ出てきたお腹、リラックとした座り方、何かいいタイミングに表れる下半身の癖、全身を使ったジェスチャーなど、オンラインで画面上だけではみえなかったものがみえ、気づけなかったことに気づけました。そして、何よりもそこには「体温が感じられ、」場を共有している実感」がありました。

オンラインの恩恵を受けてしまった今、オフラインで会うことに優位性があるとはいえなくなりました。オンラインとオフラインのどちらもそれぞれよいところがあると思います。おそらく大切なのは、どちらも上手に活用するということなのでしょう。私たちは得てして便利、自由、効率などのほうへ流れ、偏るものです。しかし、人生の喜びは、不便、不自由、非効率のなかにも確かに存在すると思います。よって、

前者に偏らず、両方を味わうほうが、私たちはより人生の喜びを感じられるのではないのでしょうか。なお、このときのバランスは、5対5の割合である必要はありません。10対0、0対10にならないければ、自分自身にとって心地よいと思える割合でよいのです。この心地よいバランスを得るためには、どちらか片方に対する思い込みや偏見を払拭すること、自分の気持ちに正直に行動することが必要でしょう。

自分自身にとっての心地よいバランスをとることは、あらゆる面で大切なことだと思います。仕事と遊び、インドアとアウトドア、自宅での食事と外食、飲酒日と休肝日、車での旅行と公共交通機関での旅行、優しさと厳しさ、1人で過ごす時間と他者と過ごす時間など、日常におけるあらゆる場面が想定できます。自分の体と心に耳を傾けて、本当に自分が欲していることに素直に行動すれば、必ず片方に偏らず、両方を楽しめる人生が送れることではないでしょうか。いつでも両方とも選択できることは、人生の喜びの可能性を広げてくれます。

このように、オンラインツールによる恩恵を受けているわけですが、その一方で、オフラインで直接人と会って話したいという思いも強くなりました。この思いは、過日の緊急事態宣言下でステイホームをしているときの人恋しさによる願望とは種類が違います。今回の思いは、「不要なもの、無駄なこと、非効率な行動を愛したい」というような思いです。生産的、効率的な生き方だけでは疲れてしまいますし、

\*

# 監査事務所検査結果事例集・モニタリングレポートの改訂版、公表

CPA AOB

去る7月14日、公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という）は、「監査事務所検査結果事例集（令和2事務年度版）」および「令和2年版モニタリングレポート」を公表した。

審査会は、監査事務所に対する検査において認められた問題点を「監査事務所検査結果事例集」として、また、検査その他のモニタリングの状況を「モニタリングレポート」として年次

で取りまとめ、市場関係者をはじめとする幅広い層への情報提供を目的に公表している。

「監査事務所検査結果事例集」のモニタリングレポートは、監査会社は、監査事務所に対する検査において認められた問題点を「監査事務所検査結果事例集」として、また、検査その他のモニタリングの状況を「モニタリングレポート」として年次で取りまとめ、市場関係者をはじめとする幅広い層への情報提供を目的に公表している。

## 「モニタリングレポート」のポイント

（1）「Ⅰ. 監査業界の概観」  
公認会計士、監査事務所、被監査会社などの現況を記載し、監査業界の全体像を俯瞰している。

（2）「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」  
直近4事務年度の検査における大手・準大手監査法人と中小規模監査事務所の総合評価の状況など審査会のモニタリングの状況を掲載している。

（3）「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」  
会計監査人の最新の異動状況

など、モニタリングを通じて把握した監査事務所の運営状況を記載している。

（4）「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」  
ITを活用した監査などに関する記載を充実させるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応に加え、監査に関する基準等の最近の動向や公表された重要な報告などを記載している。

※  
審査会としては、本事例集やモニタリングレポートの内容を参考にしていただき、適正な会計監査が確保されるよう、被監査会社等と会計監査人とのコミュニケーションが一層積極的に行われることを期待している。

（1）「Ⅰ. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」  
不備と根本原因の究明についての図表を新たに掲載し、根本原因究明のプロセスに関する説明および事例を追加している。

（2）「Ⅱ. 品質管理態勢編」  
品質管理態勢と個別監査業務の関係についての図表を新たに掲載するとともに、品質管理態

## 経理用語の豆知識

### 監査証拠の信頼性

監査人は、提供される監査証拠の適合性および信頼性について考慮しなければならない。被監査会社への往査が制限され、被監査会社が証憑を複写またはPDF等の電子媒体に変更したものを監査証拠として利用する場合や、被監査会社が自社のデータベースからダウンロードした情報を監査人が利用する場合がある。このような場合に、原本から媒体に変更する過程で、または被監査会社のデータベースから情報をダウンロードし監査人に提供するためにデータを加工する際に情報が変更される可能性があることに留意する。

なお、原本から複写された、または媒体が変更された監査証拠については、原本よりも証拠力は弱まるとされるが、監査人は、当該監査証拠のみならず、入手した監査証拠全体を総合して、重要な虚偽表示リスクを許容可能な低い水準に抑えるために証拠力が十分かつ適切であるかをあらためて慎重に評価することとなる。

### 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産

将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、①収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得、②タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得、③将来加算一時差異、に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断し、軽減することができると認められる範囲内で計上する。

税務上の繰越欠損金に関しては、具体的には、①税務上の繰越欠損金が生じた事業年度の翌期から繰越期限切れになるまでの期間に、一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか、②繰戻・繰越期間に、含み益のある固定資産または有価証券を売却する等のタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか、③繰越期間に税務上の繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異が解消されると見込まれるかどうか、で判断される。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年7月14日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	金利指標改革に起因する会計上の問題に関する実務対応報告について最終化目標を2020年9月とすること、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の公開草案公表目標を2020年8月とすること等が明記された。 <a href="https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html">https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html</a>	—
2020年7月20日	監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の改正	JICPA	監査上の主要な検討事項に関して「監査報告書に係るQ&A」も踏まえるとともに、内部監査人の作業の利用にあたっての枠組みが強化されたこと等に伴い、所要の見直しが行われた。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200720efa.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200720efa.html</a>	—

金融

## EU復興基金で進む財政の欧州統合

欧州連合（EU）は7月21日、5日間に及ぶ首脳会議の末、低迷した経済を再生するため、7、500億ユーロ（約92兆円）の復興基金創設に合意した。内訳は、返済不要の補助金が3、900億ユーロ、貸付金が3、600億ユーロだった。当初、欧州委員会が復興基金の創設を提案した際には、7、500億ユーロのうち、5、000億ユーロを返済不要の補助金として、残りの2、500億ユーロを貸付金として創設する案を示した。しかし、これには「儉約4カ国」と呼ばれる、オランダ、デンマーク、スウェーデン、オーストリアが反対した。全額貸付金にすべきで補助金は不要、という考え方だった。

しかし、これまでも債務危機を経験してきたイタリア、スペインといった南、東欧諸国は、他国ほど借入余力がないため、返済不要の補助金に頼らざるを得ず、この方式を支持してきた。最終的には、「儉約4カ国」の意向を取り入れ、補助金部分の割合が引き下げられ、貸付金が引き上げられた形だ。基金の原資は、欧州委員会が発行して市場から調達する。EUとして、こうした形式・規模で債券を発行して資金調達をするのは初めてで、財政の統合が示されたようにみえるが、完全な統合と呼ぶには依然として程遠いとの見方もある。

今回のように、経済格差を原因とした、欧州内における南北の思惑の溝は埋まっていない。今のまま統合が進めば、ドイツや北欧など財政規律重視の国に不利な形となるからだ。今回の欧州委員会による共通債券も、制度的に恒久的なものではなく、一時的な措置といった位置づけだ。これまで欧州統合の過程において、金融面では欧州中央銀行がその役割を担ってきたが、財政面ではなかなか統合が進まなかった。しかし、今回は、新型コロナウイルス感染症拡大による一時的な措置とはいえ、財政面の統合が前に進む象徴的な出来事となり得るとの声もある。

い国が、日本を含めて増えているとの見方もある。世界の経済活動は、各種経済指標でみれば、4-6月期が最悪（中国のGDPは4-6月期にプラスに転じた）になるが、各国の状況を踏まえると、今後、減少幅縮小の形で事態は徐々に好転していくという予想は裏切られることが懸念される。これまで世界の株価は6月中旬の調整の後、回復と一服状態を繰り返しているが、7月月初の株価推移を中旬まで捉えてみると、堅調な推移となっている。中国の株価急騰を筆頭にアジア、欧州の株価は順調である。新型コロナウイルスの感染が一段と深刻化しているアメリカ、BRICSの株価も同様である。7月の株価推移が下落となったのはメキシコだけで、感染が最も深刻と思われるブラジルの株価上昇率は中国に次ぐ。企業収益が大きく落ち込んでいるにもかかわらず、株価が上昇すれば、投資指標は割高を示すようになってくる。収益回復が遠くないのであれば、少々割高指標になっても差し支えないが、経済活動再開の遅れは収益回復の遅れともいえる。割高指標は今後も続くのか、注目される。

証券

## 新型コロナウイルス感染状況と経済活動再開の遅れ

新型コロナウイルス感染症は南北アメリカに感染の中心が移っているが、感染者数はアメリカに次いで、新興経済大国グループ（BRICS）（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）が並んできたのが注目される。BRICSに次いで、ペルー、メキシコ、チリと中南米の有力国が続く。欧州やアジア諸国の感染はピークアウトしたか、低